

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類			簡易点検
事務事業名	在日外国人高齢者給付金			シート番号	A 一般事務事業 11-056
担当部署名	健康福祉	局	長寿社会	部	長寿支援 課 評価責任者(課長名) 羽野

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	2	地域全体で支える福祉の仕組みづくり	無
	2	事業開始年度	平成 8 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	堺市在日外国人高齢者給付金支給要綱			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	国民年金法の改正により、国籍条項が撤廃され、外国人にも国民年金法が適用されたが、年金制度上の理由により老齢年金等を受給できない在日外国人がおられたため、平成8年に事業を開始した。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか。)	本市の区域内に居住地を有する大正15年4月1日以前に生まれた者で、次の各号に該当する者、 ①昭和57年1月1日以前から平成24年7月8日までに外国人登録をしている。 ②昭和57年1月1日以前から外国人登録をし、かつ同日以降に帰化した者。			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか。)	国民年金法の改正により、国籍条項が撤廃され、外国人にも国民年金法が適用されたが、年金制度上の理由により、老齢年金等を受給できない在日外国人の福祉の向上を図る。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	年金制度上の理由により、老齢年金等を受給できない在日外国人高齢者に対して、次のとおり給付金を支給する。 ≪対象者≫ 市内在住の大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた方で、次のいずれかに該当する方。 ①日本国籍を持たない方で、昭和57年1月1日以前から平成24年7月8日までに、廃止前の外国人登録法の規定による登録をし、同月9日以降、引き続き日本国内に居住する外国人住民 ②昭和57年1月1日以前に廃止前の外国人登録法の規定による登録をし、同日以後に帰化した方。 ※ただし、生活保護の受給者、一定額の公的年金等の受給者及び養護老人ホーム等入所者などは対象外 ≪給付額≫ 月額1万円(年間12万)			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

Ⅲ. 投入量

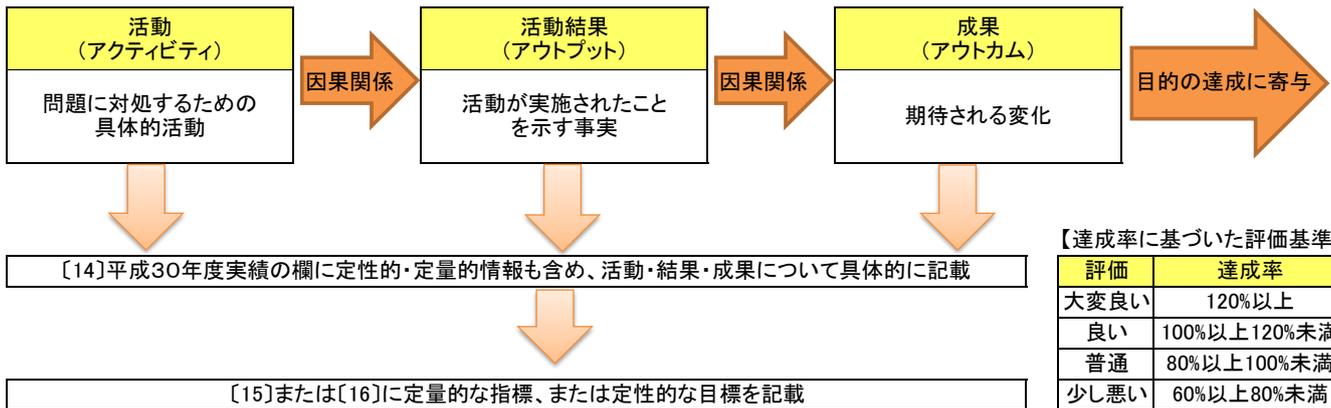
項目		単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業コスト	11 事業費 (a)	千円	1,252	1,014	613	1,203	
	主な事業費内訳	在日外国人高齢者給付金	千円	1,250	1,010	610	1,200
		その他	千円	2	4	3	3
			千円				
	財源内訳	国・府支出金	千円				
		受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
		市債	千円				
		その他()	千円				
		一般財源	千円	1,252	1,014	613	1,203
	12 人件費 (b)	千円	820	820	820	810	
	13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	2,072	1,834	1,433	2,013	

令和元年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	在日外国人高齢者給付金	シート番号	11-056
-------	-------------	-------	--------

Ⅳ. 評価(測定・分析)》

ロジックモデルの考え方



事業の活動内容や成果

平成30年度実績							
活動実績と成果	14	<p>①活動内容 長寿支援課にて申請受付 1人 10,000円/月を支給 支給月は毎年4月～9月の6か月分と10月～3月の6か月分の半期ごと。 平成30年度は他市からの転入者や受給の停止を行った対象者がいたが、区役所や本人と密に連絡を取りあい、情報共有を徹底したことから、申請のあった対象者には、漏れなくすべての方に支給することができた。</p> <p>②給付対象人数実績 平成30年度4月から9月分 60,000円 × 5人 = 300,000円 平成30年度10月から3月分 60,000円 × 4人 + 20,000円 × 1人 + 50,000円 × 1人 = 310,000円 平成30年度総支給額 610,000円</p>					
	15	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	給付対象人数	人	目標値	-	-	-	-
			実績値	11	10	6	-
			達成率	-	-	-	-
			評価	-	-	-	-
	算出方法・設定根拠など		各年度における支給対象者の最多人数				
	16	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
			目標値				
			実績値				
			達成率				
			評価				
	算出方法・設定根拠など						

業績の分析

17	目標を達成できた、または達成できなかった要因についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)
	制度上、堺市への転入者以外に給付対象者が増えることはなく、死亡や市外への転出に伴い対象者は減少していくものであるが、申請者には確実に支給することができた。

【分析のチェックポイント】

- 事業の達成度はどうでしたか。
- 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありませんでしたか。
- 資源投入は適切でしたか。
- 事前想定できない外的要因の影響はありませんでしたか。
- 事業の有効性は高いですか。低いですか。